次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和８年４月１日
あわじ島農業協同組合

子育て世代職員が仕事と家庭を両立できる、やりがいのある職場環境づくりを推進し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

◆ １．計画期間

令和８年４月１日　～　令和 13 年３月 31 日までの５年間

◆ ２．内　　容

〈 目標１ 〉
育児休職取得を以下のとおり推進する。
・男性の育児休職または育児目的休暇取得者を２人以上とする。
・女性の育児休職取得率 100%を維持する。

〈対　策〉
・出産を予定している職員へ育児休職や短時間勤務をはじめとした就業規則等にかかる諸制度の周知を行う。

〈 目標２ 〉
育児休業給付金、産後パパ育休など法令に基づく諸制度の周知を行う。

〈対　策〉
・法令に基づく育児関連諸制度に関して資料、パンフレット等により職員へ周知を行う。

〈 目標３ 〉
仕事と家庭の両立にむけて以下のとおり推進する。
・年次有給休暇の取得を促進する。
・１人あたりの月平均残業時間を１時間未満にする。

〈対　策〉
・計画的な年次有給休暇取得の勧奨を行うとともに、業務効率化等により残業削減と休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。